

災害応急用ポンプ 貸出のしおり



東海農政局土地改良技術事務所

は じ め に

農林水産省では、災害に対して『災害対策基本法』※¹に基づく「防災業務計画」※²があり、その一環として災害応急用ポンプ等の貸出体制の整備が定められています。

地方農政局が整備、保管している土地改良機械を災害等の発生により地方公共団体、土地改良区、国営事業所等が使用する場合に貸出を行っています。

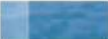
本しおりは、東海農政局が保有、管理している土地改良機械（災害応急用ポンプ等）及び貸出等の流れについて紹介します。

※¹ 昭和36年法律第223号

※² 災害対策基本法第36条第1項及び大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1



目 次

	災害応急用ポンプ概要	1
	貸出等の流れ	2
	保有状況	3
	据付参考図	4
	災害応急用ポンプQ&A	8
	参考資料	
	Ⅰ. 代表的な台風のコース	10
	Ⅱ. 平成12年9月10日～12日の間の 秋雨前線豪雨による被害状況	10
	Ⅲ. 干ばつ(渇水)	11
	Ⅳ. 必要書類様式	12
	災害応急用ポンプ格納庫案内図	27

災害応急用ポンプの概要

- 1 集中豪雨などによる湛水の排水や、干ばつ時の用水補給など、下記のような場合に無償で借受できます。

ただし、貸付されたポンプの運搬、据付、運転、管理等は全て借受人の負担となります。

- (1) 災害応急対策及び干ばつ時などの排水又は用水に使用する場合
借受人：災害の応急復旧などを行う者

- (2) 土地改良事業などの農林水産省所掌事業に関する工事に使用する
場合

借受人：当該工事を行う事業者

- (3) 教育・試験・研究に関して使用する場合

借受人：地方公共団体・土地改良区及び土地改良区連合・農業協同組合及び農業協同組合連合会

- 2 貸出しを受ける時は、希望機種、数量、使用目的、期間、使用場所等を申し出て借受申請書を提出する必要があります。

- (1) 借受希望機械器具の品名、能力・規格及び数量

- (2) 借受希望機械器具の使用目的、使用場所及び理由

- (3) 借受を希望する期間及び使用計画

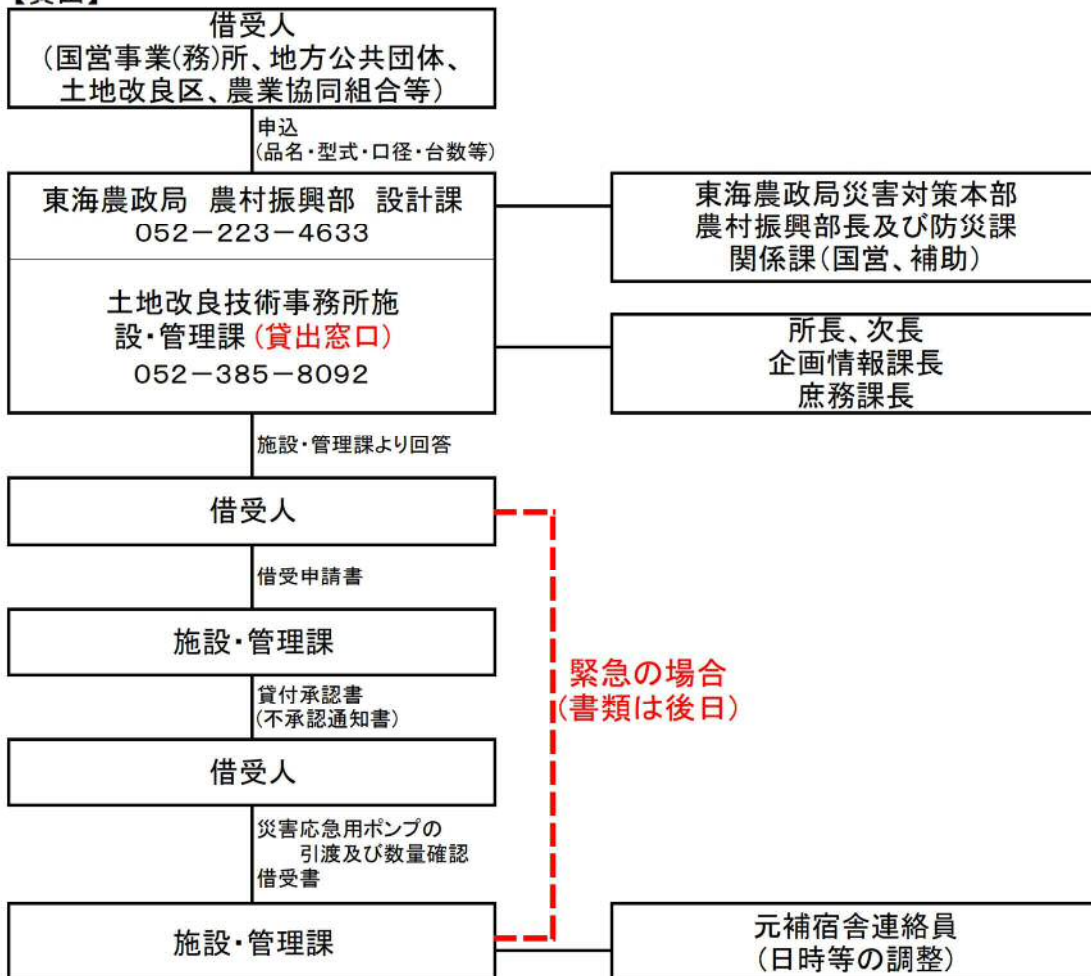
- (4) 使用場所に至る道路状況及び機械輸送の方法

- 3 貸付期間は、災害応急用ポンプの必要な期間で、原則として貸付開始の日から1年以内です。

貸出等の流れ

東海農政局が保管・管理している災害応急用ポンプの貸出等の流れは以下のとおりです。

【貸出】



【期間の延長】



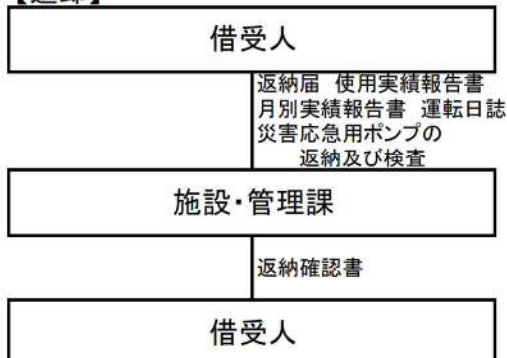
確認事項

現地の状況、希望する機種・台数、ポンプ揚程、ポンプ・発電機の設置場所、使用期間等について土地改良技術事務所と確認を行うこと。

引渡及び返納時の注意事項

・引渡場所:名古屋市守山区森孝一丁目1749(ポンプ格納庫)

【返却】



・車両:借受人は運搬車両の手配を行う。なお、4トン車までのユニック付きトラックが望ましい。
※詳細は土地改良技術事務所と相談願います。

・返納:整備、清掃、燃料の補給、数量の確認、錆止め塗料の塗布を行うこと

保有状況



災害応急用ポンプ格納庫全景



災害応急用ポンプ格納庫
保有状況

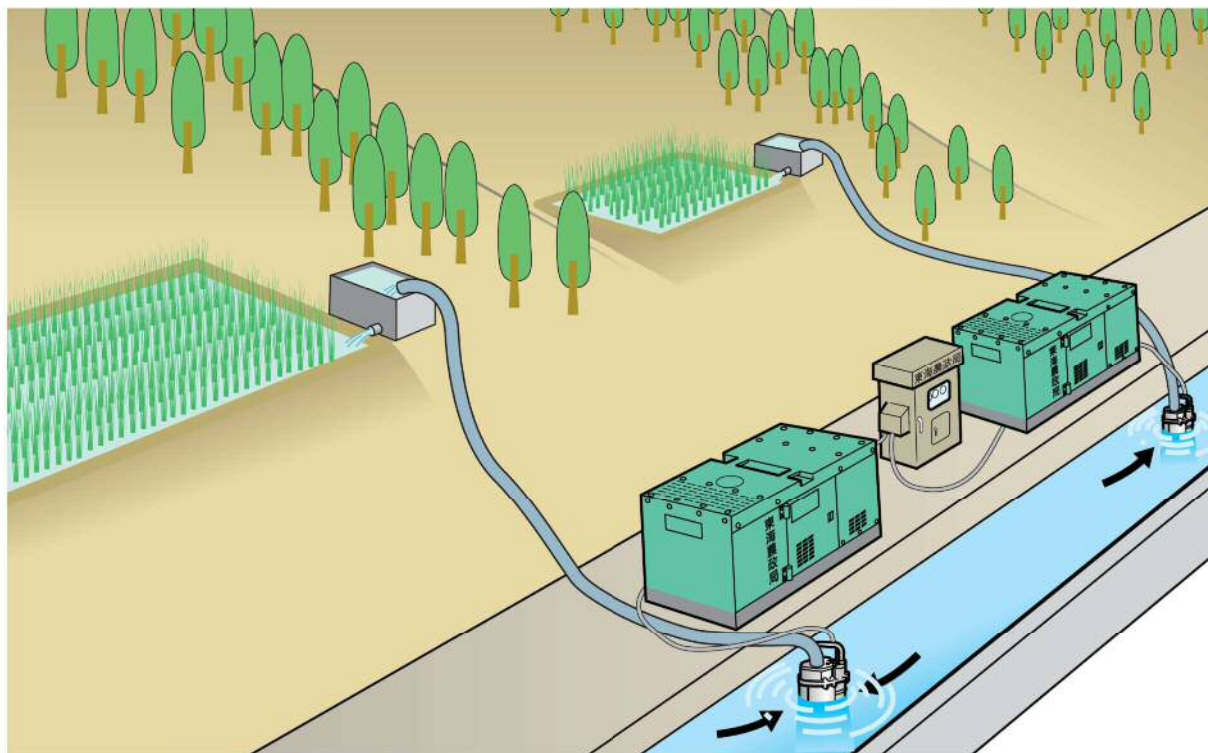


※ポンプ等の詳細及び貸出可能台数は「東海農政局ホームページ（国営事業の取組⇒土地改良技術事務所⇒災害応急用ポンプの貸出⇒所有ポンプ案内の添付ファイル）」に掲載されています。

（東海会農政局ホームページは、当しおり裏表紙のURLを参照願います。）

据付参考図

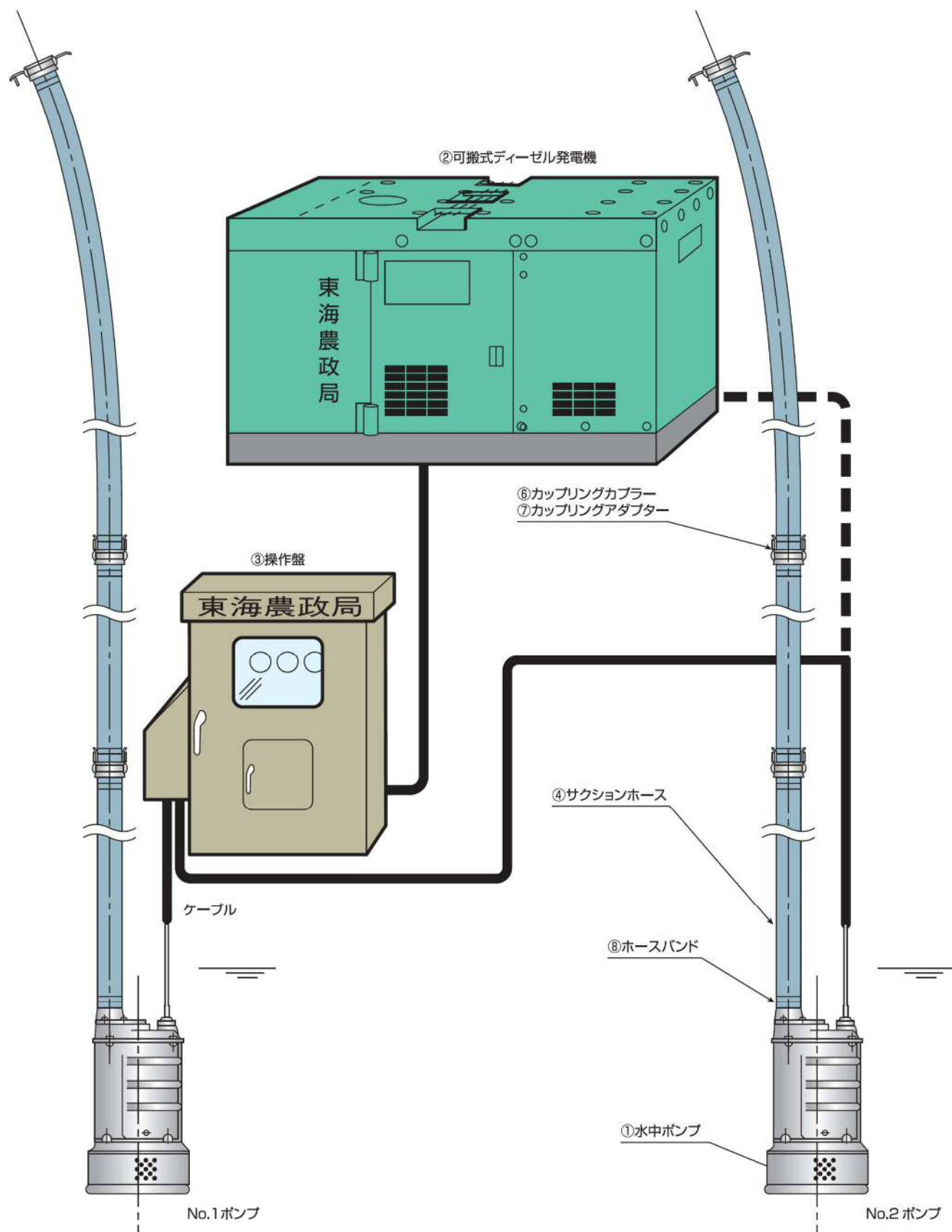
水中ポンプφ100(1台又は2台据付)



■ポンプ(水中) 据付標準機器一覧表

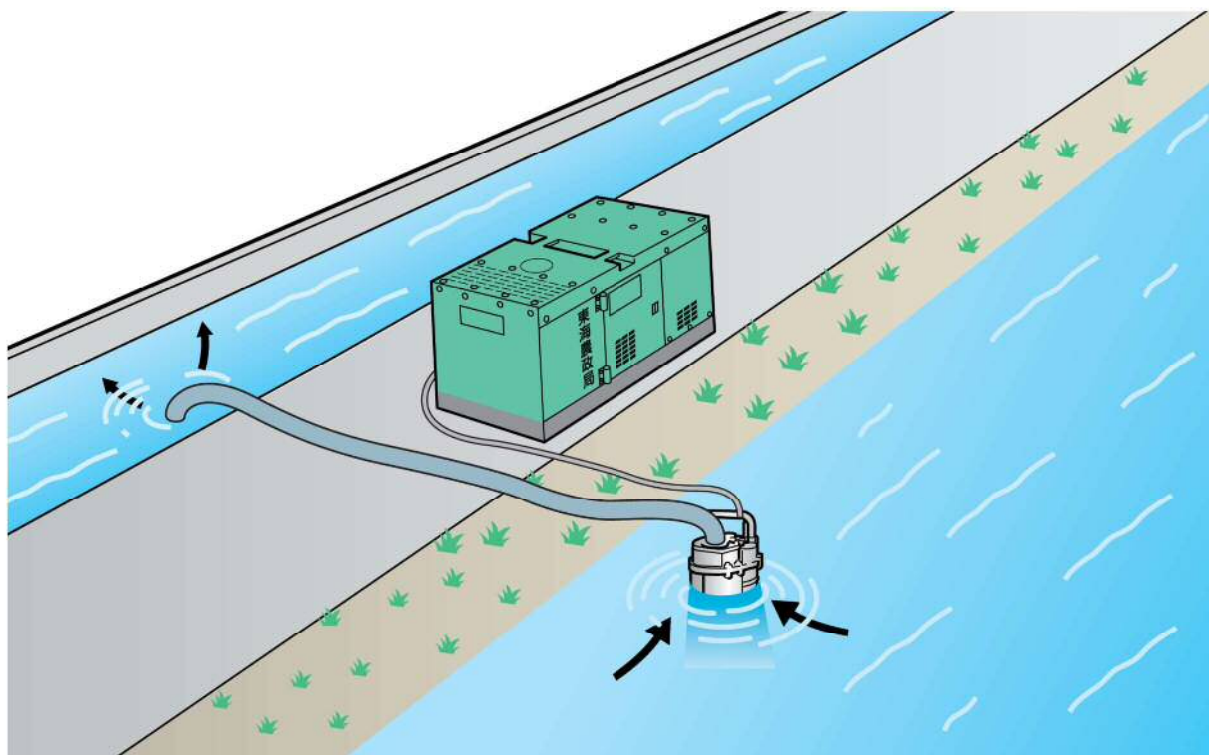
番号	品 目	数量	単位	備 考
①	水中ポンプ	1台据付時 2台据付時	台	φ100
②	可搬式ディーゼル発電機		台	15、25、35kVAあり
③	操作盤		台	水中ポンプ2台まで使用可能 ただし、直入起動用 コネクター付ケーブル 10m×2本
④	サクシオンホース(ポンプ側) サクシオンホース(延長用)		本	10m×1 5m×2
⑤	サニーホース		m	サクシオンホースに接続する場合は、 アダプター1個とホースバンドが必要 直接サニーホースで使用する場合は、 ホースバンド1個が必要
⑥	カップリング(カプラー)		個	サクシオンホースに装着済み
⑦	カップリング(アダプター)		個	サクシオンホースに装着済み
⑧	ホースバンド		個	サクシオンホース(ポンプ側)に1個 サニーホースを使用する場合は、 ポンプ側に1個、接続部に2個必要
	専用ケーブル (ポンプ)		本	コネクターの場合は操作盤用 10m×2 端子の場合は発電機用 10m×1
	専用ケーブル (操作盤～発電機)		本	操作盤を使用する場合に必要 10m×1
	ホースカップリング (両挿し用)		個	サニーホースを使用する場合の 延長用
	工具		式	

水中ポンプ接続図ーφ100用



注) ----- は操作盤を使用しない場合を示す。

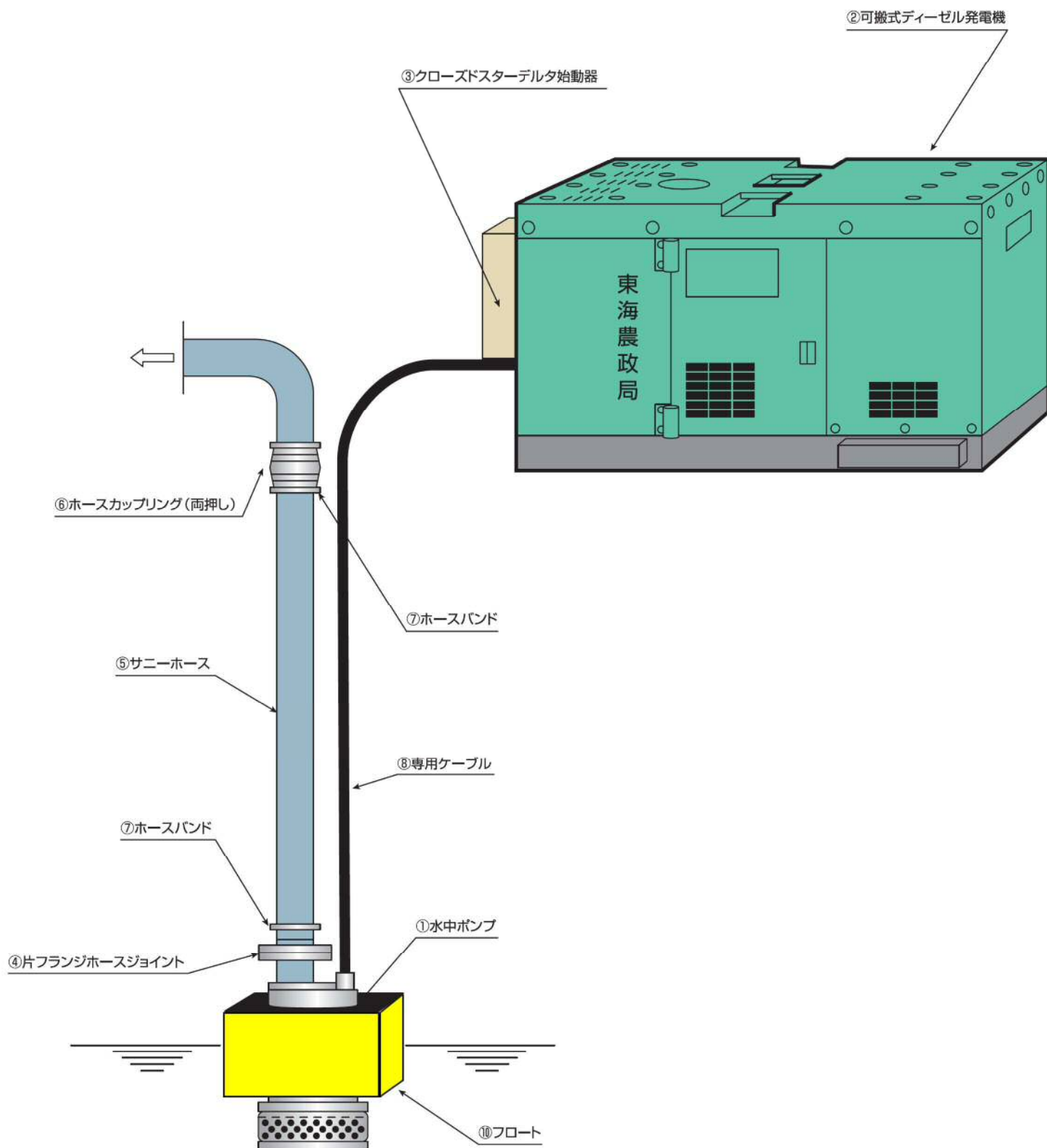
水中ポンプφ250



■ポンプ(水中)据付標準機器一覧表

番号	品 目	数量	単位	備 考
①	水中ポンプ		台	φ250
②	可搬式ディーゼル発電機		台	60KVA
③	クローズドスターデルタ始動器 及びケースカバー		台	発電機背面盤に取付済み
④	片フランジホースジョイント		個	φ250
⑤	サニーホース		m	φ250
⑥	ホースカップリング(両挿し継手)		個	サニーホース接続に使用
⑦	ホースバンド		個	φ250用(延長により追加)
⑧	専用ケーブル(ポンプ)		m	
⑨	専用ケーブル(操作盤～発電機)		m	
⑩	フロート		式	
	工具		式	

水中ポンプ据付参考ーφ250用



災害応急用ポンプQ&A

**Q 1 災害応急用ポンプには、どのような形式、口径があるのですか？
また、付帯する機械等はどのような物がありますか？**

A 1 東海農政局が所有しているポンプ形式は水中ポンプで、揚程は5m～20mです。この時の吐出量は8 m³/min～1 m³/minです。
口径は、100mmと250mmの2種類があります。
また、付帯する機械は、可搬式発電機、ホース、ボルトナットパッキン等があります。なお、詳細は「東海農政局ホームページ（国営事業の取組⇒土地改良技術事務所⇒災害応急用ポンプの貸出⇒所有ポンプ案内の添付ファイル）」に掲載されています。

Q 2 ポンプ等を借りる場合の借料は、どのようになっているのですか？

A 2 農地や農業用施設の災害復旧又は災害のおそれがある場合の応急処置又は土地改良事業等で使用する場合は無償で借りることができます。
但し、災害応急用ポンプ等の運搬・据付・運転管理・撤去・整備・返却に要する一切の費用を負担願います。
なお、緊急対応等で上記費用を負担して頂くことが適当でないと判断された場合は、予算の範囲内で貸付者が費用の一部若しくは全てを負担することがあります。

Q 3 ポンプ等の運搬や据付は、誰が行うのですか？

A 3 災害応急用ポンプの借り受けは、借受人が自ら運搬車両を手配し、ポンプ格納庫から現地までの運搬・据付・運転管理・撤去・整備・返却の一切を行う必要があります。なお、ポンプ格納庫での積み込み、荷卸し及び現地での据付指導は必要に応じて職員が行います。
また、水中ポンプに使用する可搬式発電機については、「移動用電気工作物の取扱いについて（電気事業法）」の適用を受けますので、電気主任技術者の選任手続きが必要となります。

Q 4 ポンプ等の据付時、運転前や運転中に注意することがありますか？

A 4 ポンプ及び可搬式発電機は次のことに注意して下さい。

【水中ポンプ】

- (1) 機種ごとに最低必要水位が設定（東海農政局 HP 表「1. 災害応急ポンプ貸出可能台数」より8 cm～35 cm）されているため、水位を確認して下さい。又、大気中での運転はしないで下さい。オートカット（保護装置）が作動した場合はモータが冷却されるまで起動しません。オートカット作動中、ポンプは通電されていますので分解しないで下さい。
- (2) 試運転はスイッチを1～2度オンオフして、起動に異常のないことを確認して下さい。吐出し量が少なく、異常音を発生する場合は逆転ですから配線を確認して下さい。

【可搬式発電機】

- (3) 据付時に、当機器の周囲には安全フェンス等を設置するなど、関係者以外の人立ち入らないよう留意して下さい。
- (4) 過去に盗難の被害があったため、当機器より離れる際は、操作扉の施錠及び盗難防止金具（60KVAのみ）を設置するなど、盗難防止に留意して下さい。

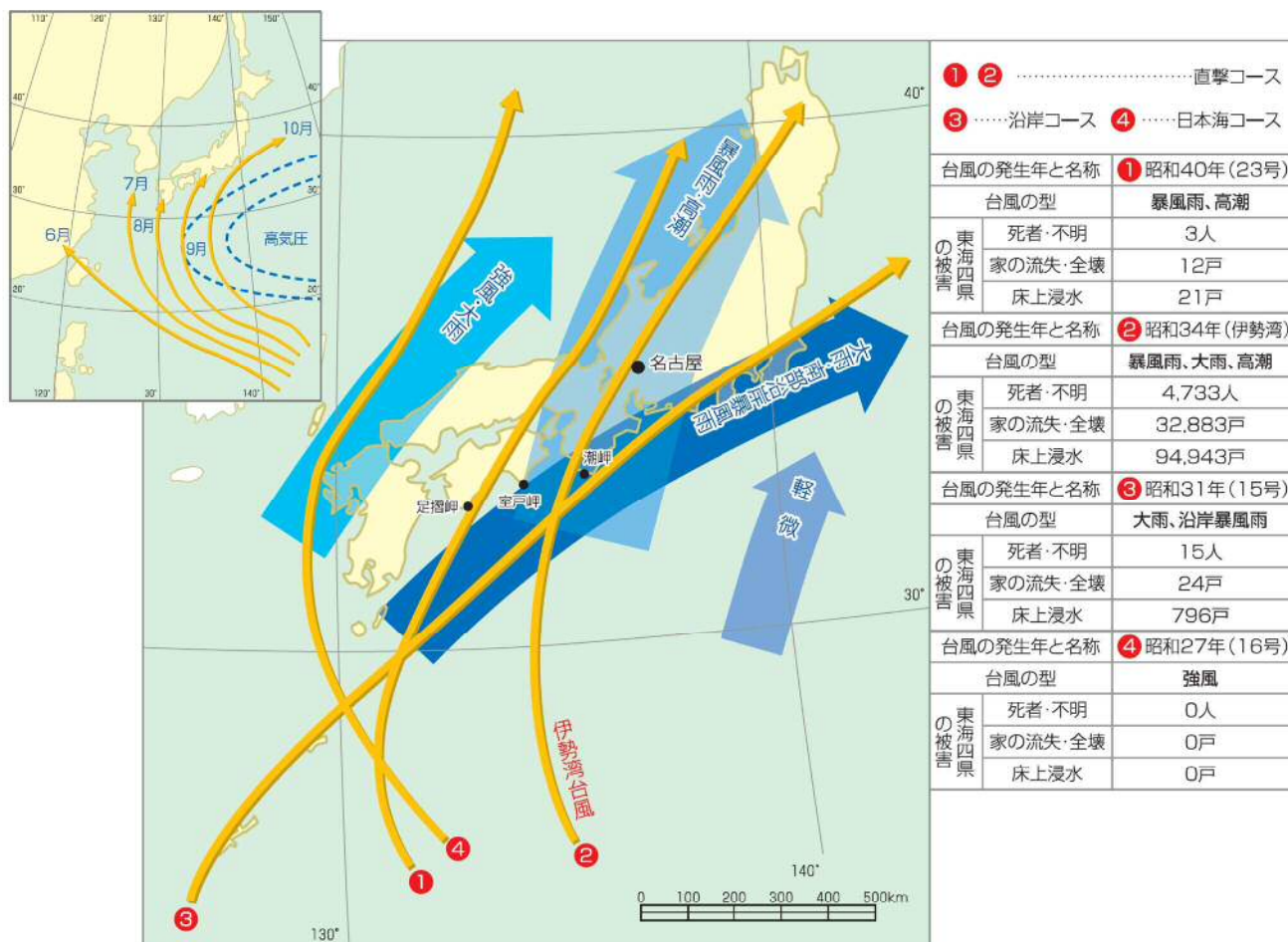
Q 5 ポンプ使用後、返納時にはどの程度の整備を行えばよいですか？

A 5 ポンプを返納する場合は原則として下記の整備を実施して下さい。

- (1) ポンプ、可搬式発電機等に付着している汚れを落とす。
- (2) ポンプ、可搬式発電機等の故障を確認し、故障していれば修理する。
- (3) 可搬式発電機のエンジンオイル交換、燃料の補給をする。
- (4) 錆びているところは錆を落とし、錆止め塗料の塗布、タッチアップ等を行う。
- (5) ホースは、汚れを落とし、穴が開いている箇所は補修をする。
- (6) ボルトナットは、防錆剤を塗布する。

参考資料

I. 代表的な台風のコース



II. 平成12年9月10日～12日の間の秋雨前線豪雨による被害状況



Ⅲ. 干ばつ(渇水)

全国的に見て東海地方は水需要が逼迫していることから、干ばつになりやすい地域です。特に愛知・岐阜県を流域とする木曽川水系や矢作川水系、愛知県を流域とする豊川水系には、農業用水に利用すべき貯水施設（ダム等）が多数設置されております。これらの水系では毎年のように、各施設で節水制限等を行っておりますが、干ばつが大規模な年などはダム等が枯渇することがあります。



▲貯水量が4.1%になった牧尾ダム(平成6年9月27日)



▲貯水量がなくなりダム底が姿を現した宇連ダム(昭和60年1月28日)

IV. 必要書類様式

様式第1号（借受者用）

土地改良機械器具無償借受申請書

年 月 日

所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印

下記のとおり省令第5条に基づき土地改良機械器具を借り受けたいので申請します。

なお、申請に係る土地改良機械器具の貸付を受けたときは、貸付承認書記載の貸付条件を遵守することを誓約します。

記

1. 借受希望機械器具の品名、能力・規格及び数量

品 名	能 力・規 格	数 量
		台

2. 借受希望機械器具の使用目的、使用場所

3. 借受希望機械器具の使用を必要とする理由

4. 借受けを希望する期間 年 月 日から
年 月 日まで

5. 使用場所に至る道路状況並びに機械輸送の方法

6. 借受希望機械器具の使用計画

別紙「使用計画書」のとおり

注) 農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令第2条第2号に規定する者にあつては、記載を要しない。

7. その他参考となる事項

※ 借受希望機械器具の品名、能力・規格について、品名については、陸上ポンプ、水中ポンプ、原動機などを記入し、能力・規格については、ポンプ口径、吐出量、揚程、出力などを記入。

なお、借受数が多い場合は、別紙として記載可。

※ 使用場所については、使用場所住所、〇〇地区〇〇ため池内などの場所を記入。

別紙（借受申請書添付資料）

使 用 計 画 書

1. 借受希望機械器具の使用計画

品名	能力・規格	数量	作業内容	使用期間	使用時間
		台			

2. 使用場所の詳細な状況

※現地写真等添付にて、記載省略可

3. 整備施設及び格納庫の設置状況

※現場写真等添付にて、記載省略可

4. そ の 他

様式第2号（貸付者用）

土地改良機械器具無償貸付承認書

番 号
年 月 日

借受人 殿

所長 印

年 月 日付けで申請があった土地改良機械器具の無償貸付については、下記により承認します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考

2. 貸付期間 年 月 日から
年 月 日まで

3. 貸付目的

4. 貸付期日及び引渡場所

①貸付期日 年 月 日

②引渡場所

5. 使用場所

6. 返納期日及び返納場所

①返納期日 年 月 日

②返納場所

7. 借受人の負担で行う整備

定期整備以外の貸出期間中における整備は借受人が行うものとし、その整備は別紙貸付条件として明示するところによるものとします。

8. 貸付条件

別紙のとおり

※借受機械器具の型式については、片吸込渦巻型などの型式を記載する。水中ポンプなど型式の無いものについては一印を記入。型番については、機器固有の製造番号を記載する。

なお、借受数が多い場合は、別紙として記載可。

別紙

貸 付 条 件

- 1 貸付機械器具の引取り、使用、保管及び借受人の行う整備並びに引渡し（以下「管理」という。）に要する一切の費用を負担願います。
但し、緊急対応等で上記費用を負担して頂くことが適当でないと判断された場合は、予算の範囲内で貸付者が費用の一部若しくは全てを負担することがあります。
- 2 土地改良機械器具の引渡しを受けられたときは、別記様式第4号による借受書を地方農政局の事務所長若しくは事業所長（以下「所長」と総称する。）のうち、当該土地改良機械器具を所管する所長に提出願います。
- 3 貸付機械器具の貸付期間の延長を希望されるときは、事前に、別記様式第5号による借受期間延長申請書を所長に提出願います。
- 4 貸付機械器具について修繕、改造その他機械器具の現状を変更しようとするときは、あらかじめ所長等の承認を受ける必要があります。ただし、軽微な修繕についてはこの限りではありません。
- 5 貸付機械器具に投じた改良費等の有益費を請求することはできません。
- 6 貸付機械器具については盗難防止策を講じるなど、注意をもって善良に管理し、これを効率的に使用願います。
- 7 貸付機械器具を転貸し、この承認書に記載された使用目的もしくは使用場所以外の目的もしくは場所で使用し、ないしは担保の目的に供することはできません。これに違反した場合は直ちに所長の指示に従って返納して頂きます。ただし、転貸又は使用目的もしくは、使用場所の変更について、あらかじめ所長の承認を受けたときはこの限りではありません。
- 8 貸付機械器具を亡失し、又は損傷した場合は、速やかに別記様式第7号による土地改良機械器具（亡失・損傷）届出書を所長に提出し、その指示に従ってください。
- 9 貸付機械器具の貸付期間中の作業日報、整備報告を別記様式第8号、別紙添

付資料様式により、明確に記載し、土地改良機械器具月別実績報告書を翌月上旬までに、所長に提出願います。

- 10 貸付機械器具を返納しようとするときは、事前に別記様式第8号による返納届を所長に提出願います。

借受人が、貸付機械器具を返納しようとするときは、燃料の補充、清掃、点検及び所長が指示する整備を願います。また返納は貸付期間満了日までに、指定の場所において行うこととします。

- 11 貸付機械器具の引渡しを行われるときは、所長の指示に従い検査を受けることになります。

この検査に合格したときをもって、返納のための引渡しがあったものとします。

- 12 次の各号の一に該当するときは、所長は貸付を解除することがあります。

(1) 借受人が借受申請書及び附属書類、貸付期間延長申請書、借受書、報告書に虚偽の記載があったとき。

(2) 借受人がこの承認書に記載された条項又は指示に違反があったとき。

(3) 災害の応急復旧その他これに準ずる緊急の目的のため他に使用し、又は貸し付ける必要が生じたとき。

様式第3号（貸付者用）

土地改良機械器具無償貸付（貸付・期間延長）不承認通知書

番 号
年 月 日

借受人 殿

所長 印

年 月 日付けで申請のあった土地改良機械器具の無償貸付（貸付・期間延長）については、下記の理由により承認することができませんので、通知します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考
				台	

2. 承認できない理由

※土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等について、機械器具の数量が多い場合は、別紙として記載可。

様式第4号（借受者用）

土地改良機械器具借受書

年 月 日

所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印

年 月 日付 第 号の土地改良機械器具貸付承認書により、下記のとおりに機械器具を借り受け、受領いたしました。

なお、貸付承認書記載の貸付条件を遵守することを誓約します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考
				台	

2. 借受期間 年 月 日から
年 月 日まで

3. 返納期日 年 月 日

4. 返納場所

※借受機械器具の型式欄については、片吸込渦巻型などの型式を記載。水中ポンプなど型式の無いものについては一印を記入。

なお、借受数が多い場合は、別紙として記載可。

※返納場所の記載例については、住所、〇〇農政局土地改良技術事務所、ポンプ倉庫前などを記入。

様式第5号（借受者用）

土地改良機械器具借受期間延長申請書

年 月 日

所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印

年 月 日付け第 号で貸付を受けた土地改良機械器具の借受期間を下記のとおり延長願いたいので、貸付条件第3項の規定により申請します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考
				台	

2. 借受期間 年 月 日から
年 月 日まで

3. 借受延長希望期間 年 月 日から
年 月 日まで

4. 借受期間を延長する理由

※土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等について、借受数が多い場合は、別紙として記載可。

様式第6号（貸付者用）

土地改良機械器具貸付期間延長承認書

番 号
年 月 日

借受人 殿

所長 印

年 月 日付けで申請のあった土地改良機械器具における貸付期間の延長は、下記のとおりとします。

記

1. 貸付延長期間 年 月 日から
 年 月 日まで

2. その他

様式第7号（借受者用）

土地改良機械器具（亡失・損傷）届出書

年 月 日

所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印

年 月 日付 第 号で貸付を受けた土地改良機械器具を下記のとおり（亡失・損傷）したので、貸付条件第8項に基づき届出ます。

記

- 1.（亡失・損傷）した事由
- 2.（亡失・損傷）した機械器具の品名・型式及び数量並びにその状況
- 3.（亡失・損傷）した機械器具の損害見積額
4. 関係官公署の発行する証明書
※天災又は盗難に係るものである場合に必要。
5. 亡失・損傷報告書
※省令第4条第11項に基づき、亡失・損傷するまでの管理状況、現場写真、発見時の状況、その他詳細な状況について報告する。

様式第8号（借受者用）

土地改良機械器具返納届

年 月 日

所長 殿

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
氏名又は名称 印

年 月 日付 第 号で土地改良機械器具貸付承認書に基づき借受けた機械器具を下記のとおり返納します。

記

1. 土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等

管理番号	品 名	型式・型番	能力・規格	数 量	備 考
				台	

2. 返納年月日 年 月 日

3. 返納場所及び方法

返納場所：

返納方法：

4. その他添付資料

①土地改良機械器具使用実績報告書（様式1）

②土地改良機械器具月別実績報告書（様式2）

③土地改良機械器具運転日誌（様式3）

※土地改良機械器具の品名・数量及び管理番号等について、返納数が多い場合は、別紙として記載可。

別紙（土地改良機械器具返納届添付資料様式1）

土地改良機械器具使用実績報告書

年 月 日

借受人 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称 ⑤

報告担当者 ⑤

品名	型式 規格	管 理 番 号	所管 先	使 用 区 分	使 用 地 区	工事名	日数				使 用 時 間			整 備 費		
							運轉	休止	在場	整備	実作業	その他	計	現 場	定 期	計

※使用区分欄には、用水補給、排水、その他（ ）などを記載。

※在場日数は運転日と休止日の合計で、整備日数や、その他借受、返却に用する日数は含まない。

別紙（土地改良機械器具返納届添付資料様式2）

土地改良機械器具月別実績報告書（ 年 月分）

借受人 住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称 印

報告担当者 印

品名	管理番号	規格・能力	工事名	作業名	作業量	日数										運転時間			備考
						運		転		整備	休				合計	作業	その他	アワーメーターの読み	
						作業	その他	故障	天候		その他								

※作業量欄には用排水量等を記入。作業名欄は○○地区、○○水路仮回し用などを記入。

土地改良機械器具運転日誌

運転時間等

25

様式第 9 号（貸付者用）

土地改良機械器具返納確認書

番 号
年 月 日

借受人 殿

所長 印

年 月 日付けで返納届がありました土地改良機械器具について、
検査を行った結果、すべて合格でしたので、受け取ります。

災害応急用ポンプ格納庫案内図

名古屋市守山区森孝一丁目1749 「東海農政局土地改良技術事務所 ポンプ格納庫」



災害応急用ポンプ格納庫までの経路

【東名阪自動車道利用の場合（三重県方面から来る場合）】

各地 → 大森IC → 引山 → 格納庫

【東名高速道路利用の場合（東名阪自動車道利用）】

各地 → 名古屋IC → 引山IC → 引山 → 格納庫

※図中：→ 入口
← 出口



農林水産省東海農政局土地改良技術事務所

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目2-2

TEL (052) 232-1057 FAX (052) 219-2660

ホームページ <http://www.maff.go.jp/tokai/seibi/kensetu/tochikai/index.html>